

## 第17号議案

新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正

新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例  
新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成17年新城市条例第36号)  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、医療法人財団せせらぎ会が解散することに伴い、規定を整理するため必要があるからである。